

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.28

滋賀県

補助金等

支援の名称	<b>耐震シェルター等普及事業</b>
制度の趣旨・背景	地震による住宅の倒壊から県民の生命を守るため、居住者の生命の安全を守る機能を有する耐震シェルターおよび防災ベッド（以下「耐震シェルター等」という。）の設置を推進する。
制度の内容	<p>○事業や制度の概要 耐震シェルター等の設置を推進するため、滋賀県自治振興交付金の1メニューとして、県内の住宅内に設置する耐震シェルター等の本体およびその設置に要する経費を対象に補助を行う。</p> <p>○補助率 定額 (1戸あたり20万円。ただし、対象となる経費が20万円未満の場合には、その額を算入対象額とする。)</p> <p>○補助対象経費 住宅内に設置する耐震シェルター等の本体およびその設置に要する経費</p> <p>○対象住宅 次に掲げる条件のいずれも満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に着工され、完成している木造住宅</li> <li>・耐震診断により構造評点1.0未満と診断された木造住宅</li> </ul>
対象となる方	県民（市町制度を通じて支援します）
問い合わせ先など	<p>○所管部署 滋賀県 知事公室 防災危機管理局 TEL：077-528-3438 E-mail：<a href="mailto:as0002@pref.shiga.lg.jp">as0002@pref.shiga.lg.jp</a></p> <p>■関連URL ・個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業 <a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougo/11489.html">https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougo/11489.html</a></p>